

国際保育資料データベース作成に関する規定

一般社団法人日本保育学会
国際交流委員会

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本保育学会は世界各国の最新の保育に関わる政策および研究関連情報を入手し、日本および世界の保育研究交流の発展に資することを目的として、世界各国の保育に関する基本データベースを構築する。
2. 本データベースは、日本保育学会会員の研究発展のために役立てることを目的とする。

(内容)

- 第2条 本データベースに収集される基本資料は、以下の各号のものとする。
- (1) 各国政府が公刊する保育政策関連刊行物
 - (2) 各国で発行される『白書』およびそれに相当する資料
 - (3) 最新の国際的な研究動向に関わる研究論文・著作物等
 - (4) その他の資料で日本保育学会国際交流委員会が認定したもの

(構築方法)

- 第3条 本データベースの構築は、以下の方法による。
- (1) 資料の収集
資料の収集は、基本的には日本保育学会会員の自薦および他薦とする。推薦資料の受付は当該年度の最初に発行される「日本保育学会会報」上に広報する。なお推薦受付は随時可とする。尚、国際交流委員会による提案はここに含める。
 - (2) 収蔵の可否に関する審議
国際交流委員会は会員による資料の推薦を受けて、収蔵の可否を決定する。この作業は、当該年度に開催される国際交流委員会で討議し、決定する。
 - (3) 収録と翻訳
データベースに収録する資料は、原文および日本語訳文(全訳または抄訳)とする。
この際、翻訳作業は原則として推薦者が行うこととする。翻訳資料は記名資料とし、当該会員の研究業績に資するよう配慮する。
 - (4) 公刊の方法
公刊方法については、原則として「日本保育学会ホームページ」に掲載する。
ただし、その資料の特質に即して検討する必要があるときは国際交流委員会で検討し、決定する。
その場合の方法としては、①日本保育学会会報上での紹介、②印刷物(パンフレット、小冊子および単行本)等による。

(責任の所在等)

- 第4条 基本資料の利用の許諾については、基本的に推薦者が行う。また、当該資料掲載の許可等に関して、必要がある場合に国際交流委員会が、推薦者と協議して対応する。
2. 印刷物で公刊する場合には、その対象資料ごとに個別協議し、決定する。

(その他)

- 第5条 本則の運営に際して協議の必要が生じた時は、国際交流委員会が対処する。
2. 対象資料の収集および翻訳にかかる費用請求は、基本的に成立しない。

附則 本規定は、平成26年9月20日から施行する